

6 土地区画整理審議会の開催状況について

これまでに開催した土地区画整理審議会の開催状況をお知らせします。

○第10回土地区画整理審議会

- ・開催日：2020年7月30日
- ・第4回仮換地指定について諮問しました。審議の結果、原案に異存無い旨の答申をいただきました。

【審議事項】

- ・第4回仮換地指定(諮問第11号)

○第11回土地区画整理審議会

- ・開催日：2020年10月20日
- ・第5回仮換地指定について諮問しました。審議の結果、原案に異存無い旨の答申をいただきました。

【審議事項】

- ・第5回仮換地指定(諮問第12号)

7 土地使用承諾のお願い

2017年度より、既に土地使用契約を結んでいただいている土地所有者の皆様におかれては、過年度に引き続き、土地使用契約の継続をお願い致します。なお、土地使用料のお支払につきましては、下記のとおりです。更に相続等による権利変動や振込口座の変更がある場合には、下記8のお問い合わせ先まで、届出をお願い致します。

■当年度 4月1日～9月30日までの半年分 ⇒当年度の11月末支払

■当年度 10月1日～3月31日までの半年分 ⇒翌年度の5月末支払

また、右図の土地所有者の皆様におかれては、2021年度より土地使用契約となります。手続きのご説明は、2021年5月頃から順次お伺いを予定しています。ご協力のほど、よろしくお願い致します。



8 吉川市からのお願い

○権利変動及び住所変更等が生じた場合

土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合、住所変更や氏名の変更がある場合には届出をお願い致します。各種届出の手続きについては、下記へお問い合わせください。

○建築行為等の制限について

土地区画整理事業完了(換地処分)までの間に、建築行為や土地の形質変更等については、事業に影響を及ぼす可能性もあるため、土地区画整理法第76条に基づく、市長の許可を受ける必要があります。当地区内にて、建築行為等を計画されている方は、必ず事前に下記へご相談下さい。

お問い合わせ先

【事業施行者】

吉川市 都市整備部 吉川美南駅周辺地域整備課
〒342-8501
吉川市きよみ野一丁目1番地
TEL:048-982-9425(直通)

【事業支援者】

株式会社URリンケージ 吉川事務所
〒342-0038
吉川市美南2丁目23番地1
スマエコシティ吉川美南駅前ビル 3階
TEL:048-983-7901

吉川美南駅東口周辺地区

まちづくりニュース



<第8号>

2020年12月

発行:吉川市 都市整備部

吉川美南駅周辺地域整備課

電話:048-982-9425(直通)

1 第8回地元説明会を開催しました。

今般、平成29年6月の事業計画認可より約三年が経過し、現時点における事業進捗状況の報告、及び土地利用計画の一部見直しについて、下表のとおり、地元説明会を開催いたしました。

○説明内容

- (1)仮換地供覧以降の合意について
- (2)仮換地指定の状況
- (3)土地使用の状況
- (4)工事施工の進捗
- (5)事業者募集について
- (6)土地利用計画の一部見直しについて

○参加者数

| | 開催日時 | 場所 | 参加者数 |
|-----|--------------------------|-------------------------|------|
| ① | 2020年10月30日(金) 19:00~ | 吉川市役所 303・304 会議室 | 5人 |
| ② | 2020年11月8日(日) 10:00~ | 吉川市中央公民館 101・102 研修室 | 6人 |
| ③ | 2020年11月8日(日) 14:00~ | 吉川市中央公民館 101・102 研修室 | 10人 |
| ④ | 2020年11月10日(火) 19:00~ | 吉川市役所 304・305 会議室 | 6人 |
| 計4回 | | | 27人 |

○説明会における主な質問と回答

(企業誘致関連)

Q:産業ゾーンで進出が決まったアヤベ洋菓子以外の画地は、どのような企業が応募しているのか?

A:第2回目の事業者募集を6月下旬から行い、9月末に申込み受付を締め切り、現在審査中です。具体的な企業名、業種等については、正式に進出企業が決まるまでは、公表は控えさせていただきます。

Q:進出企業が決まるのはいつ頃か?

A:12月には進出企業が決まる予定です。公表できる時期になりましたら、まちづくりニュース等でお知らせいたします。(現在、選定された企業と公表時期などについて調整中です。)

(仮換地・使用収益関連)

Q:商業・業務ゾーンと沿道サービスゾーンの仮換地指定時期はいつごろか?

A:商業・業務ゾーンについては、今年度末頃を予定しています。

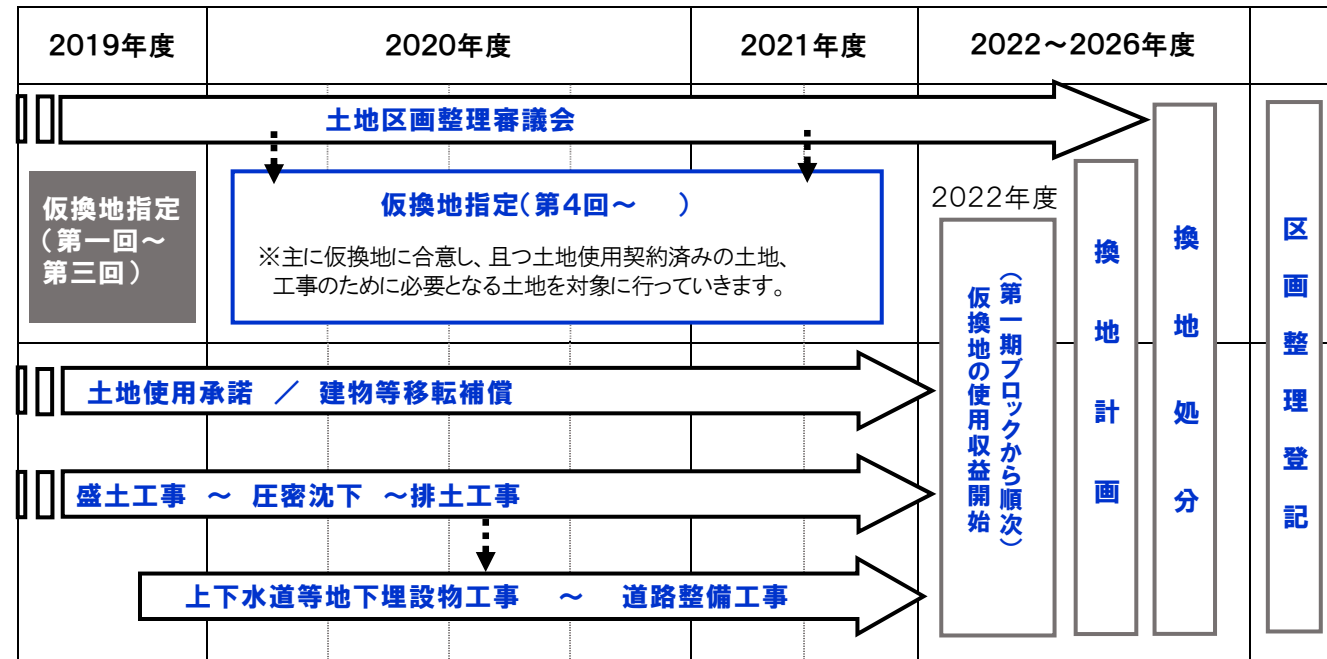
また、沿道サービスゾーンについては、仮換地に合意しており、且つ土地使用契約をさせていただいている土地から順次指定を行っています。

Q:沿道サービスゾーンの使用収益開始時期はいつごろか?

A:当初の予定どおり令和5年度から6年度頃を予定しています。尚、使用収益開始の前には、地権者の方へ水道等の供給処理施設や出入口について宅地内の設置位置等を確認させていただきます。対象となる方にはその時期が来ましたら、別途ご案内いたします。

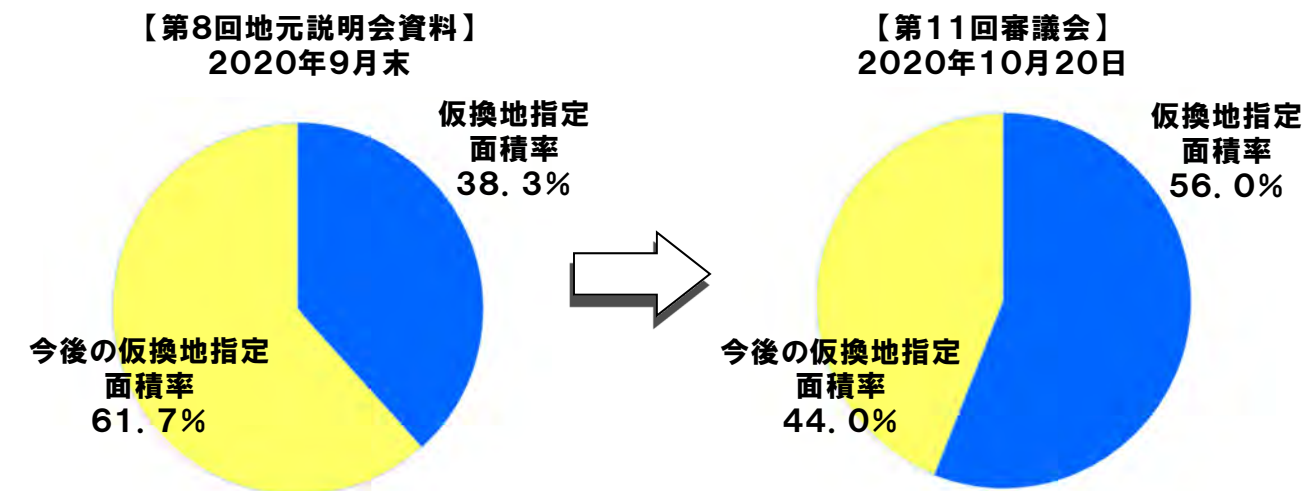
2 まちづくりの進め方について

事業の主な進捗状況と今後の予定は下記の通りです。



3 仮換地指定の状況

第8回地元説明会の資料2ページの「2. 仮換地指定の状況について」は、9月末時点での実績でした。その後、10月に第11回審議会を開催し、産業ゾーンへの申出地権者の方等の仮換地指定を行いました。その結果、2020年10月末時点で、仮換地指定率は約56%に達しました。



仮換地指定にあたっては、下記の土地を対象に行っています。

- ① 仮換地に合意し、且つ土地使用契約済みの土地
- ② 土地区画整理法第98条の基づき工事のために必要となる土地

また、建付け地の地権者の方におかれては、仮換地の合意が図れていても、工事着手が近づいた時点で、順次指定する予定となります。予めご承知おき下さい。

4 工事のお知らせ

当地区では、地権者の皆様から土地使用の承諾をいただき、都市計画道路や幹線道路の早期整備を目指して工事を進めております。現在、昨年度に引き続き、都市計画道路・幹線道路の下に敷設する上下水道管などの基盤施設工事や、上第二大場川にかかる橋梁の上部工工事を実施しております。

更に、今年度より、北側の地区界沿いの道路を支える擁壁工事、緑地工事にも着手しております。

また、JR武蔵野線沿いの古い水路を撤去し、新しい水路を設置するために、2020年11月2日より下図③の道路の一部を仮設切回道路へ振替えております。工事期間中は、ご不便をお掛け致しますが、ご理解ご協力をお願い致します。



5 行政不服審査請求手続きの訂正について

まちづくりニュース第7号 ⑥行政不服審査請求についてにおいて、下記の通り一部内容に誤りがありました。ここに訂正し、お詫び申し上げます。

| | |
|---|--|
| 誤 | 行政不服審査制度では、審査庁の指名する審理員が審理を行います。その後、 <u>審理の内容について、第三者機関が第三者の立場から審査庁の判断の妥当性をチェックする流れとなっています。</u> |
| 正 | 行政不服審査制度では、審査庁の指名する審理員が審理を行います。 <u>審理員による審理が終了した後、審査庁は、諮問が不要な場合を除き、審理の内容について第三者機関へ諮問します。</u> |